

# みんなの伝言板

## 催しもの

「みんなの伝言板」(サークルの紹介)は、個人情報が含まれているため、削除してあります。

### ごみ減量推進課に寄せられるごみ集積所の相談など

ごみ減量推進課には多くのごみ集積所の相談などが寄せられます。今回は、代表例3つをご紹介します。



粗大ごみ等の不法投棄について  
朝、ごみを集積所に持っていくつもりで、有料処理している粗大ごみを、誰かが捨てていってしまった。どうにかならないか。」と言うような内容です。このような場合は、まず清掃指導員が現地に伺い、「粗大ごみは有料です。」という警告シール等を貼ってから収集しています。また、粗大ごみ等を調べ、土地の所有者等の方々に処理依頼するようにしています。

ごみの排出ルール(分別・日時等)を守らないでごみが出されるごみ集積所の多くは利用者の皆さんで維持・管理をお願いします。特に引越しのシーズンで新しく転入してくると、ごみの排出ルールがわからずに出す方がいます。市では転入届を出す場合には、市民課や出張所等にてごみの分別方法やカレンダー等を渡していただきます。さらに、不動産管理会社にお渡しする場合があります。それでも排出ルールが守られない場合には調査し、出した方に指導していただきます。

宅地化が進み新しいごみ置き場ができた場合のトラブル  
新たな開発により、「玄関を出て正面にごみ置き場が設置されたので大変困る。」という問い合わせがあります。市では、ごみ集積所は地域の利用者の皆さんで維持・管理を行っていただくことを原則としています。そのため、新築現場においても、設計会社・不動産会社には近隣の方々に十分説明をし、理解を得たうえで工事を進めるようお願いしています。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。集積所のことでお困りのことがありましたら、ごみ減量推進課にご連絡ください。  
ごみ減量推進課(☎☎内線221)

### 浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は生活排水の流入による河川の水質向上を目的としていますが、適切に維持管理されていなければその目的は達成できません。

浄化槽法では、浄化槽管理者(所有および使用されている方)が保守点検、清掃および法定検査を実施することが義務付けられています。

浄化槽の適切な維持管理の3つの義務は下記のとおりです。  
保守点検(都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業)  
問合せ 東京都多摩環境事務所廃棄物対策課(☎042・528・2692)  
清掃(市の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃業者)  
問合せ (有)下田商会(西原町4-5-75 ☎61・0460)

法定検査(知事が指定した機関が実施する)との状況を客観的に判断する検査)  
問合せ 東京都多摩環境事務所廃棄物対策課(☎042・528・2692)  
皆さんが気持ちよく生活できるよう、を、実施し、適正な維持管理をお願いします。

また、市の下水道事業において、99・9の区域が共用開始区域になっており、この区域内の皆様でまだ公共下水道に接続していない方は早めに接続していただくよう合わせてお願いします。  
ごみ減量推進課(☎☎内線221)、下水道課(☎☎内線2486)

# ガイド

希望教室名を明記し、10月31日(月)(必着)までに立川市公営競技事業部へ郵送/立川市公営競技事業部(〒190-0012 曙町3-32 ☎042・524・1121)

平成18・19・20年度 柳泉園組合競争入札参加資格審査申請の受付  
12月1日(木)21日(水)/申請方法: 柳泉園組合ホームページ(<http://nusen.or.jp>)をご覧ください/柳泉園組合(☎70・1546)

自転車に乗れない小学生と女性のための自転車教室  
近隣市町村に在住・在勤・在学の自転車に乗れない小学生と女性(中学生・50歳)の方対象。昼食・飲み物は持参。自転車は貸し出します/11月13日(日):小学生、11月19日(土):20日(日)(2日間):女性 いずれも午前9時30分/午後4時30分(小学生は午後4時まで)/立川競輪場/定員:小学生20人、女性30人(いずれも抽選)/申込:往復はがきに住所・氏名・年齢・身長・

シニア対象パソコン教室  
インターネット講座 11月1日 チャレンジ事業・パソコン入門講座 11月7・8日 申込締切: 10月21日 24日 往復はがきで。60歳以上10人・テキスト代千円・詳細は問合せ/西東京市シルバー人材センター(〒202-0013 中町2-1-3 ☎25・6611)

講演会・シンポジウム  
『若い』終末を安心して過ごすために』  
11月1日(火)午後3時30分/6時30分/武蔵野芸術劇場/講演会講師:川越厚先生(在宅ケア支援グループ・パリアン代表)/シンポジウム座長:村嶋幸代先生(東京大学大学院地域看護学教授)ほか/定員:140人/申込:電話で直接(先着順)/サンメール尚和(☎67・8585)

東京都の自動車NOX・PM法買い換え特別融資制度をご利用ください  
東京都では、ディーゼル車対策を促進するために、NOX・PM法の規制対象となるディーゼル車を最新の規制適合車等に買い換える場合の融資をあっせんしています。  
都内の中小企業の方が対象。担保は購入予定車両のみで第三者連帯保証人は不要  
金利(長期プライムレート+0.5%)の2分の1、信用保証料(3・6%)の3分の2を補助  
平成18年3月31日まで受付  
取り扱い金融機関に直接お

申し込みください(詳しくは東京都へお問い合わせを)。このほかにPM減少装置の装着補助事業、自動車低公害化促進資金融資も行っています。

問合せ  
融資について: 東京都環境局自動車公害対策部規制課(☎03・5388・3535)  
PM減少装置装着補助について: 東京都環境局自動車公害対策部規制課(☎03・5388・3529)  
環境保全課(☎☎内線2215)

お問い合わせを  
お知り合いの方でご希望の方がいらっしゃいましたら 谷戸図書館(☎21・4545) 柳沢図書館(☎64・8240)へお問い合わせを